

保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表九(一) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

損金算入額等		相互会社の場合		株式会社の場合		円	円	
損金算入額等	相互会社の場合	契約者配当の額	1					円
		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」若しくは「29」又は別表八の二「29」)	2					
		損金算入額 (1) - (2)	3					
	株式会社の場合	契約者配当の額	4				円	円
		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」若しくは「29」又は別表八の二「29」)	5					
		損金算入限度額 (4) - (5)	6					
		損金算入限度超過額 (4) - (6)	7					
		剰余金等		剰余金基準による益金算入額				
		剰余金の7%相当額の計算		剰余金の7%相当額の計算				
		剰余金の7%相当額 (8) - (10) × $\frac{7}{100}$		剰余金の7%相当額 (8) - (10) × $\frac{7}{100}$				
		所得金額合計又は個別所得金額仮計 (別表四「35の①」又は別表四の二付表「44の①」)		所得金額合計又は個別所得金額仮計 (別表四「35の①」又は別表四の二付表「44の①」)				
		益金算入額 (11) - (12)		益金算入額 (11) - (12)				

別表九（一）の記載の仕方

1 この明細書は、保険業法に規定する保険会社が当期において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額について、法第60条第1項（保険会社の契約者配当の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第60条の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける

場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「剰余金基準による益金算入額の計算」は、昭和42年改正法令附則第5条（契約者配当に関する経過規定）の規定の適用を受ける場合に記載します。